

さいたま市田園環境整備マスタープラン 概要版

【田園環境整備マスタープランとは】

「田園環境整備マスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）」は、土地改良法の改正（平成13年）に基づき策定するもので、農業農村整備事業に際しての環境配慮の基本方針や環境配慮工法等を定めた基本計画となります。**さいたま市域内で実施される農業農村整備事業では、マスタープランに基づき、農業生産性を向上させつつ、良好な環境の形成・維持に努めることが求められます。**

【さいたま市の環境評価】

さいたま市の田園環境は、以下のような特徴・課題を有しています。

特徴

- さいたま市は埼玉県を中心都市である一方で、県下有数の農業生産力を誇り、首都圏の重要な食料供給地となっている。
- 都心近傍で営まれるさいたま市の農業は、食料生産の場のみならず、様々な動植物の生息を支える身近に残された自然環境、また、都市住民が土や郷土の歴史・自然とふれあい、安らぎを得るレクリエーション空間などとして多面的な機能を担っている。

課題

- 農業従事者の減少に伴い、遊休農地が増加傾向である。
- 農業の使用や近代的な農業基盤の整備などに伴い、昔からの田園景観や田園内の生態系が徐々に失われている。
- さいたま市は、多様な都市機能を担い、活発な社会経済活動の受け皿となっていることから、農地以外の土地活用のニーズが高まり、農地面積は減少傾向である。

【基本理念・基本方針】

マスタープランの改訂に合わせて、基本理念と環境保全の基本方針を次のとおりとしました。

<基本理念>

さいたま市を、多面的機能で支える田園環境の創造。

田園環境が有する多面的機能によって、都市部の生活環境が支えられる様を、さいたま市の農地・集落のあるべき姿とし、上記の基本理念を設定しました。

基本理念の実現に向け、以下の環境保全の基本方針を設定

<環境保全の基本方針>

- ①都市の安全で快適な環境を支えるベルト状田園構造の保全・整備
- ②持続可能な農業を支える農環境の保全・整備
- ③歴史・文化を伝承してきた生活環境の保全・整備
- ④市民の積極的な利活用を促すレクリエーション機能の充実・強化

【地域の整備計画】

①「環境創造区域」及び「環境配慮区域」を設定し、環境配慮の方針を整理する。

荒川沿い地区、見沼田圃周辺地区、岩槻地区を『環境創造区域』と『環境配慮区域』に区分し、整備にあたっての環境配慮方針を整理します。

- 環境創造区域**：農業農村整備事業等を通じ、自然と共生する環境を積極的に創造する区域や、多様な動植物の生息・生育環境及び優れた景観の保全のための具体的な対策を実施する区域
- 環境配慮区域**：農業農村整備事業等の実施時に、環境に与える影響の緩和を図るなど、環境に配慮する区域であり、主として施工時の影響を緩和する措置を行う区域

②環境配慮工法を検討する

農業農村整備事業の実施の際には、以下の事項に配慮して、環境配慮工法について検討します。

- ①動物の移動経路の確保や動植物の生息・生育環境の確保
- ②ミティゲーション5原則
- ③順応的管理方法や維持管理方法の検討

【田園環境整備ゾーニング図（整備理想図）】

